

文科省における取組状況等について

学生の職業選択を妨げる行為—いわゆる「オワハラ」について—

令和6年9月18日

文部科学省高等教育局学生支援課

概要

- 企業が人材確保に熱心になるあまり、就活中の学生に対して、次のような行う行為を行うことがあります。
- ・自社の内々定と引き替えに就職活動の終了を強要するなど、職業選択の自由を妨げる行為
 - ・学生の意思に反して就職活動の終了を強要するハラスメント的な行為
- ⇒正式な内定日は10月以降とすることを要請しているため、正式な内定前に内定承諾書や誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を要求することなどは控える必要がある。

具体的な事例

- ◆面接担当者の目の前で、他社に就職活動の辞退を電話させたり、メールを送るよう強要された。
- ◆内定を受諾する書類の提出を求められ、すぐに提出しないと内々定を取り消すと言われた。
- ◆内々定後に学生の意志に反して学校からの推薦書を正式な内定日より前に求められた。
- ◆内々定後、懇親会や研修会などが頻繁に開催され、必ず出席するよう求められた。 など

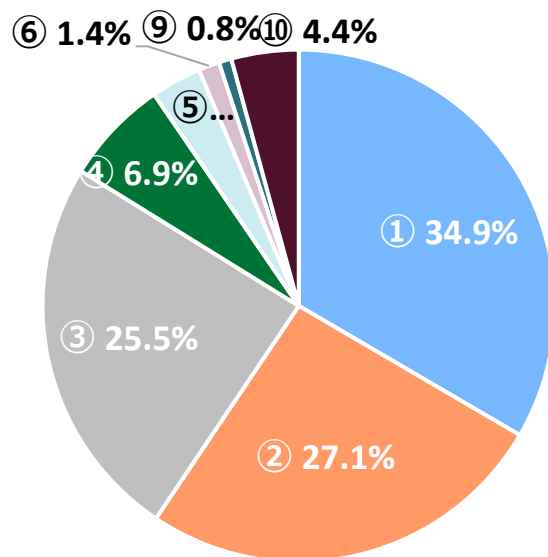
大学等に求められる取組として文科省が要請している内容

- 学生から相談があった際に適切な対応ができるよう、学内の相談窓口の周知などが必要。
- また、学生が安易に複数社に応募したり、いたずらに複数の内々定を保有し続けたりすることがないように誠意ある対応に努め、節度ある就職活動を実施する事が求められるため、適切な指導をお願いします。

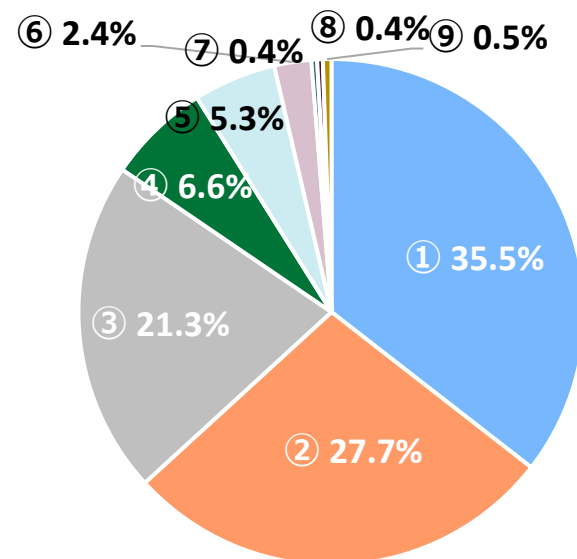
「オワハラ」の状況について ～相談内容～

オワハラに関する相談内容として令和4年度、5年度ともに「内々定の段階で、内定承諾書の提出を求められた」「内々定を出す代わりに他社への就職活動をやめるように強要された」「急遽大学の推薦状の提出を求められた」の割合が多い。

R4



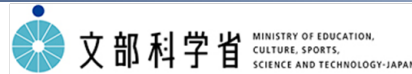
R5



- ①内々定の段階で、内定承諾書の提出を求められた（内定承諾書を提出しない場合は、内々定を辞退したものとみなすと言われたなど）
- ②内々定を出す代わりに他社への就職活動をやめるように強要された（早めに内々定を受ける旨の返答をしない場合には、内々定を取り消すと言われたなど）
- ③急遽大学の推薦状の提出を求められた
 - ④内々定の辞退を申し出たところ、引き留めるために何度も説明を受けたり、拘束を受けた
 - ⑤内々定後、懇親会が頻繁に開催され、必ず出席するように求められた
 - ⑥内々定後、長時間（長期間）の研修があり、他社の選考が受けられなくなった
 - ⑦内々定辞退の際、損害賠償金などお金を要求された
 - ⑧面接担当者の目の前で、他社に電話をかけさせ、選考を辞退するように迫られた
 - ⑨内々定を正当な理由なく取り消された
 - ⑩その他

企業等の学生に対するハラスメントでお困りの際には

文科省から大学への
会議等での説明資料



就職活動やインターンシップ中の ハラスメントに関するお悩みは 都道府県労働局にぜひご相談ください！

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みは、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください（大学のキャリアセンターの担当者と一緒にご相談いただくことも可能です）。

相談内容等に応じて雇用環境・均等部（室）では以下の対応を行います。

- 就職活動中の学生等へのハラスメント防止のための事業主への助言
- 就活セクハラ等についてのトラブルの解決援助 等

～就職活動におけるハラスメントにあわないために、知っておきたい2つのポイント～

①採用担当者との食事や飲酒、密室での面談、個人携帯メール等でのやりとりは避ける。

過去の就活セクハラ的事件では、採用担当者が、食事や飲酒の強要、個室での1対1の面談を求める行為、個人の携帯メールやLINE等で連絡を入れてくるといったことがありました。こういった不適切な要求等に応じる必要はありません。（多くの企業では、1人の社員が就活生の合否判定を決定するのでなく、複数の担当者が採用面接等に対応しています。）

②早い段階で相談を！

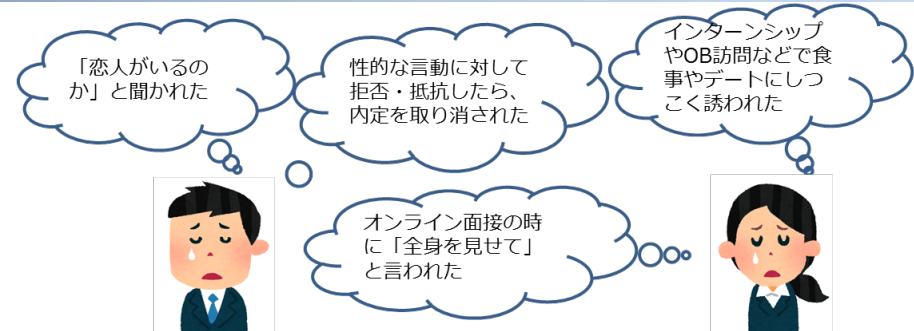
OB・OG訪問を含めて、就職活動の際には、これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るためにも1人で抱え込まず、所属大学のキャリアセンター、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）などに早い段階で相談することをお勧めします。

▶▶都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

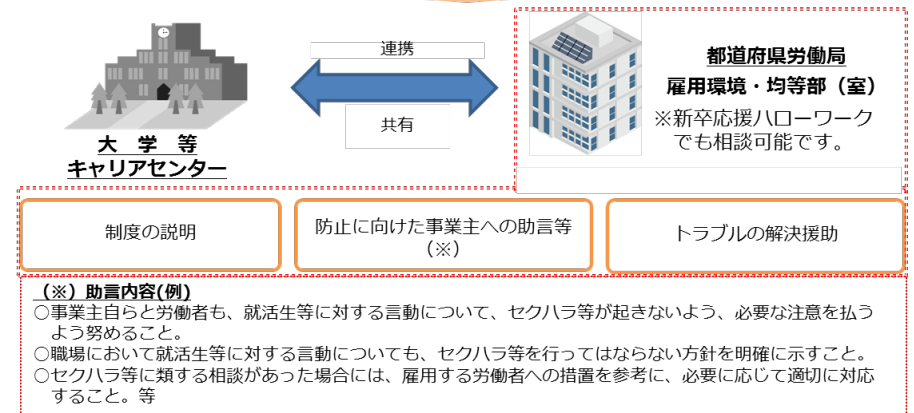
都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6027
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

相談は無料です。匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守されるのでご安心ください。
受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



- ★「これってハラスメントかも？」と思ったらどんなことでもご相談ください。
- ★プライバシーは厳守いたします。
- ★ご希望がない限り、相談があったことを企業には伝えません。



- ・大学のキャリアセンター、都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））、新卒応援ハローワークのいずれでも相談可能です。
- ・事業主への助言等は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）で行いますので、大学のキャリアセンター、新卒応援ハローワークに相談をした場合は、相談内容によっては雇用環境・均等部（室）に相談内容を共有して、対応することになります。

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなどについては、法律等に基づき、行ってはならない旨の方針の明確化や相談窓口の設置など雇用管理上の防止措置義務が事業主に課されています。

指針においては就職活動中の学生やインターンシップを行っている方に関しても、同様の方針の明確化や、相談があった場合の適切な対応を行うことが望ましいとされています。

些細なことでも結構です。
就職活動中等のハラスメントに関するお悩みがある方は、ご相談を！